

沖縄県立芸術大学奏楽堂管理運営規程

令和3年4月22日
沖芸大規程第101号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学奏楽堂（以下「奏楽堂」という。）の適正かつ円滑な運営を図るため、管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(奏楽堂の目的)

第2条 奏楽堂は、芸術教育研究、大学の儀式、行事等の施設として、本学の目的達成に寄与することを目的とする。

(管理運営)

第3条 奏楽堂の管理運営は、音楽学部及び事務局の共同管理とする。

(運営委員会)

第4条 奏楽堂に関する次に掲げる事項を審議するため、奏楽堂運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 奏楽堂の管理運営に関すること。
- (2) 奏楽堂の施設設備の整備に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 音楽学部長
- (2) 事務局長
- (3) 音楽学部の専任教員3名
- (4) 美術工芸学部及び芸術文化研究所の専任教員各1名

(任期)

第6条 前条第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任命)

第7条 委員は、学長が任命する。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、音楽学部長をもって充てる。

(会議)

第9条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(奏楽堂の使用)

第10条 奏楽堂は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 授業計画によるもの
- (2) 入学式、卒業式その他大学の行事

(3) 音楽会、講演会その他の催しで特に学長が必要と認めたもの
(使用の承認及び許可)

第11条 前条第1号及び第2号の規定による奏楽堂を使用しようとする者は、奏楽堂使用承認簿により学長の承認を受けなければならない。

2 前条第3号の規定により奏楽堂を使用しようとする者は、奏楽堂使用許可申請書を学長に提出して、その許可を受けなければならない。

3 学長は、奏楽堂の使用を許可したときは、申請者に対し奏楽堂使用許可書を交付するものとする。

4 学長は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付けることができる。

5 第2項の規定に基づき、学長が許可をしようとする場合には、あらかじめ委員会の議を経なければならない。

(使用者の義務)

第12条 奏楽堂の使用に際しては、第11条第4項の規定による許可の条件及び学長の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び使用の中止)

第13条 学長は、使用者が前条の規定に違反したときは、使用の許可を取消し、又は中止させることができる。

(使用後の届出)

第14条 使用者は、奏楽堂の使用を終わり、又は使用を中止したときは、速やかに使用した施設及び設備を原状に回復し、その旨を学長に届出なければならない。

(学長の指示等)

第15条 学長は、必要があると認めたときは、使用者に対して、奏楽堂の使用に関し指示をし、又は使用中に係員を立入らせ状況を調査させることができる。

(損害賠償)

第16条 使用者は、施設及び設備を故意又は過失により、忘失又は毀損した場合には原状に回復するために、必要な経費を賠償しなければならない。

(適用除外)

第17条 奏楽堂に設けられた講義室、演習室、練習室及び教員研究室並びに楽器庫の管理運営に関しては、この規程を適用しない。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、奏楽堂の管理運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則 (令和3年4月22日学長決裁)

この規程は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。